

# 松阪市

必要な手続き案内

## おくやみ ハンドブック

手続きの流れ (P.2)  
必要な持ち物 (P.3)  
を必ずご確認ください

本庁の【おくやみコーナー】又は  
最寄りの地域振興局にてお手続きください

おくやみコーナー

ご予約ください

**☎0598-53-4481**

(予約受付 平日 午前9時～午後4時)

※ご予約がない場合、長時間お待ちいただいたり、混雑状況によつてはおくやみコーナーを当日利用できないことがあります

手続きの流れ

P.2

必要な持ち物

P.3

委任状

P.6

市役所の手続き

P.7

市役所以外の手続き

P.15

## ご遺族の方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族におかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、さまざまなお手続きなどが生じてくるかと存じます。

松阪市では、それらのうち、主に市へ申請・届出いただく分を少しでも分りやすく簡単に済ませていただけるよう『おくやみコーナー』を設け、各種手続きのお手伝いやご案内をしています。

どうぞ、ご利用ください。

松阪市長 竹上 真人

発行：松阪市（2023年4月作成）

編集／制作：株式会社鎌倉新書

## 市役所のお手続きの流れについて

お葬式を終えて、落ち着かれてから、市役所内の各手続きをお願いします。  
 まずは、3・4ページで必要な持ち物をご確認ください。  
 次に【おくやみコーナー】又は 最寄りの【地域振興局】にてお手続き  
 ください。

### 家から本庁が近い場合

【おくやみコーナー】  
 をご予約ください  
 0598-53-4481

### 家から【地域振興局】が 近い場合

最寄りの  
 【地域振興局】に  
 直接お尋ねください

※どちらをご利用されても、手続きそのものに違いはありません

## おくやみコーナー とは？



おくやみコーナーでは、市役所内の必要な手続きについて、故人に該当する手続きについての調査や、申請書作成、担当窓口のご案内等のお手伝いをしています！手続きの平均所要時間【1時間強】

### 手続き例

- 各保険証の返還に伴う届出
  - 障がい、福祉に関する手続き
  - 税、手当に関する手続き . . . . .
- 等々、何十種類もの手続きが存在します！



おくやみコーナーのご利用は

**予約** 0598-53-4481

## ●ご遺族の方のもの

- 認 印（※相続人代表 及び 喪主）**
- 来庁される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）**
- 預貯金通帳、口座届出印（※相続人代表、喪主、年金請求者）**  
亡くなられた方が保険料を払い過ぎていた場合、還付金として相続人代表者の口座へお返しします。また、故人の固定資産税等の口座引き落としを希望される場合、相続人の銀行口座の届出印も必要です。
- 葬儀の領収書又は会葬礼状**  
(お手元がない場合は、手続き時にその旨をお伝えください)
- 年金の請求をされる方のマイナンバーカード**  
(亡くなられた方が国民年金のみを受給されていた場合はお持ちください)
- 委任状**  
(相続人や年金請求者が来庁できない場合、6ページの委任状が必要です)

### ※相続人代表とは？

所有権や相続割合等に関わらず、あくまでも市の手続きのために、法定相続人を代表して書類や還付金、納付書等を受け取る人のことです。代表者が受け取った書類、還付金を他のご遺族へ渡していただくのは自由です。

### 遺言状、公正証書遺言

本来、相続権のない方が遺言書によって相続人になった場合は、検認済みの遺言書、公正証書遺言の原本を必ずお持ちください。

### 印鑑登録カード

銀行、固定資産等の相続手続きで、相続人の印鑑登録証明書が必要な場合、松阪市在住の方の印鑑登録証明書の発行には【印鑑登録カード】が必要です。



## ●亡くなられた方のもの

- 介護保険被保険者証
- 国民健康保険被保険者証 又は 後期高齢者医療被保険者証  
世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者が居る場合は、国民健康保険加入者全員分の被保険者証をお持ちください。
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等
- こども医療費受給資格証、障がい者医療費受給資格証、一人親家庭等医療費受給資格証
- 印鑑登録カード
- 基礎年金番号が記載されているもの  
(年金証書、年金振込通知書、基礎年金番号通知書等のいずれか 1 点)

必要な持ち物

### 年金の手続きについて

受給されていた年金の種類によって手続きの受付窓口が異なるため、7ページを参照してください。

### 年金の手続きを行うことができるご遺族の優先順位

配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他 3 親等内の親族

年金機構発行の  
年金振込通知書の例

年金振込通知書			
年金の種類		年金	
基礎年金番号	年金コード		
受給者氏名			
国民年金 (基礎年金)	基本額		円
	支給停止額		円
	年金額		円
厚生年金 保険	基本額		円
	支給停止額		円
	年金額		円
合計年金額 (年額)			円

大切なお知らせ  
※内容をご確認いただき、確認後は大切に保管してください。

**日本年金機構**

ご案内は内側にあります。

家系図の一例



Q. 市役所の手続きは誰でもできるの？

A. 相続人となる方が直接来庁してください。

相続人の方が来庁できない場合、右ページの**委任状**が必要となります。

相続人になる人の順番

配偶者・子がいる場合

第一順位  
配偶者と子



例：妻と子

子・孫がない場合

第二順位  
配偶者と故人の父母



例：妻と夫の父母

故人の父母がない場合

第三順位  
配偶者と故人の兄弟姉妹



例：妻と夫の弟

※必ず委任者が全ての項目(委任者、亡くなられた方、代理人、委任事項)を自書し、  
 原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので日中に  
 連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

※委任状の作成日より、3ヵ月以内に申請してください。

## 委任状

(宛先)松阪市長

令和 年 月 日作成

### 委任者(頼む方)

住所

氏名

生年月日

大正・昭和・平成 年 月 日

連絡先電話番号

(亡くなられた方のお名前)

の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

### 代理人(頼まれて窓口に来る方) ※代理人についても必ず委任者自身が記入してください

住所

氏名

### 委任事項(委任する事項の に✓を付してください)

※下記のいずれにも ✓(チェックマーク)を付さない場合、委任状として使用できません

- 世帯変更届に関する手続き
- 未支給年金又は遺族年金等の請求及び相続手続きに必要な戸籍(除籍)、  
改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
- 国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、児童手当、障がい福祉、  
市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)に関する届出

その他、所得証明書、固定資産評価証明書等の交付申請手続きを委任したい場合、  
 どなたの、どの証明書が何枚必要かを具体的に記入してください。

# 死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
年金	国民年金を受給 又は 加入されている方	<b>【手続き】</b> 未支給年金、遺族年金、 寡婦年金、死亡一時金などの請求  <b>【必要になる可能性があるもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡診断書の写し</li> <li>・基礎年金番号が記載されているもの （年金証書等）</li> <li>・請求者のマイナンバーカード</li> <li>・請求者名義の通帳</li> <li>・亡くなられた方と請求者の続柄が 確認できる戸籍謄本等の写し</li> <li>・生計同一関係に関する申立書</li> </ul> ※どの手続きに該当するかによって必要な 書類の範囲が大きく異なります	<b>【国民年金のみ】</b> 保険年金課 国民年金係 1階7-2番窓口 電話：53-4044  各地域振興局地域住民課
	厚生年金を受給 又は 加入されている方  （配偶者の扶養に 入っていた期間 がある方を含む）	<b>【手続き】</b> 未支給年金、遺族年金、 寡婦年金、死亡一時金などの請求  <b>【必要になる可能性があるもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡診断書の写し</li> <li>・基礎年金番号が記載されているもの （年金証書等）</li> <li>・請求者のマイナンバーカード</li> <li>・請求者名義の通帳</li> <li>・亡くなられた方と請求者の続柄が 確認できる戸籍謄本等の写し</li> <li>・生計同一関係に関する申立書</li> </ul> ※どの手続きに該当するかによって必要な 書類の範囲が大きく異なります	<b>【厚生年金及び国民年金】</b> 松阪年金事務所 電話：51-5115 音声ガイダンス①→②  予約受付専用電話 0570-05-4890
	共済年金を 受給されている方	各共済組合へ直接お問い合わせください	
	企業年金を 受給されている方	各企業年金基金等 又は 企業年金連合会（年金相談室）へ直接お問い合わせください 電話 0570-02-2666	
	恩給を 受給されている方	総務省恩給相談窓口へ 直接お問い合わせください	総務省恩給相談窓口 電話：03-5273-1400
	農業者年金を 受給されている方	<b>【手続き】</b> 死亡届、未支給年金請求等  <b>【主に必要なもの】</b> 右記へお問い合わせください	みえなか農協各支店  又は  農業委員会事務局 4階 電話：53-4136

# 死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
高齢者	緊急通報装置の貸与がある方	【緊急通報装置の撤去・返還】 国際セーフティー株式会社へご連絡ください	国際セーフティー株式会社 電話：059-224-9000
	紙オムツ等の給付を受けている方	【紙オムツ給付の停止】 担当課で停止手続きを行いますので、手続きは不要です	高齢者支援課 電話：53-4069  各地域振興局地域住民課
介護	65歳以上の方 又は 介護認定を受けている方	【手続き】 介護保険被保険者証等の返還 相続人代表届出 介護保険料の精算 介護認定申請取下書届出（該当の方）	介護保険課 1階2番窓口 電話：53-4091  各地域振興局地域住民課
保険	国民健康保険に加入されている方	【手続き】 保険証及び各種認定証の返還 保険給付に関する誓約書 葬祭費支給申請  【必要なもの】 ※葬祭費の申請に葬祭の領収書、会葬礼状等が必要になることがあります	保険年金課 国民健康保険係 1階7-1番窓口 電話：53-4041  各地域振興局地域住民課
	後期高齢者医療保険に加入されている方	【手続き】 保険証及び各種認定証の返還 保険料に関する相続人代表届 葬祭費支給申請 高額療養費等の振込口座の変更  【必要なもの】 葬儀の領収書又は会葬礼状 (お手元がない場合は、手続き時にその旨をお伝えください)	保険年金課 高齢者保険係 1階7-3番窓口 電話：53-4068  各地域振興局地域住民課

# 死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
税	市・県民税が課税されている方	市・県民税に関する相続人代表者届  ※これまでの所得等について申告の必要がある場合は、市・県民税申告書（1月2日以降に亡くなられた場合）又は 所得税等の（準）確定申告書の提出が必要です	市民税課 2階3番窓口 電話：53-4027  各地域振興局地域住民課
	原動機付自転車等（松阪市ナンバー）の車両を所有している方	【手続き】 名義変更又は廃車  【必要なもの】 ・本人が死亡したこと及び手続きをする方が相続人であることがわかる戸籍謄本等 ・ナンバープレート（廃車の場合や名義変更時に松阪市ナンバーを変更したいとき）  その他、必要な書類は担当課にてご説明します	市民税課 2階3番窓口 電話：53-4026  各地域振興局地域住民課
	固定資産をお持ちの方	相続人代表納税者指定届	
	共有名義の固定資産をお持ちの方で共有代表をされていた方	共有代表者の変更	資産税課 2階4番窓口 電話：53-4033  各地域振興局地域住民課
	未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋の名義変更  必要書類は担当課にてご説明します	
納税している方（納税義務者・納税管理人・相続人代表等）	【手続き】 今後の納税に関する手続き（振替口座の変更等）  【振替口座の変更に必要なもの】 ・預貯金通帳等 ・口座届出印	収納課 2階1番窓口 電話：53-4021  各地域振興局地域住民課	

# 死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
障がい	各手帳、受給者証などをお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手帳 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳</li> <li>●受給者証 自立支援医療（精神通院等）、 障害福祉サービス、地域相談支援、 障害児通所支援</li> </ul> <p>上記の中で該当するものを返還</p>	
	右記のものをお持ちの方	<p>自動車燃料費助成給油券 三重おもいやり駐車場利用証 重度心身障がい者タクシー乗車券 重度身体障がい者福祉タクシー乗車券</p> <p>上記の中で該当するものを返還</p>	<p><b>障がい福祉課</b> 1階8番窓口 電話：53-4082</p>
	三重県心身障害者扶養共済制度に加入している方	<p>手続き内容や必要書類は状況により異なりますので、事前にお問い合わせください</p>	<p><b>各地域振興局地域住民課</b></p>
	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を受給している方	<p>資格喪失届 又は 未支給請求書の提出 (受取人の通帳が必要)</p>	
	障がい者紙オムツの給付を受けている方	<p>資格喪失届の提出</p>	
	障がい者医療費助成を受給している方	<p>受給資格証の返還、振込口座の変更</p>	<p><b>地域福祉課</b> 1階9-2番窓口 電話：53-4046</p> <p><b>各地域振興局地域住民課</b></p>

# 死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
障がい	NHK受信料の免除を受けている方	NHK受信料の名義変更、解約 NHKへご連絡ください	<b>NHK津放送局</b> 電話：059-229-3002
	ETC利用者 有料道路障害者割引を受けている方	障害者割引の登録削除が必要です 有料道路ETC割引登録係にご連絡ください	<b>有料道路ETC割引登録係</b> 電話：045-477-1233
こども	児童手当支給 対象の児童の方	受給事由消滅、未支払手当請求等  ※手続きの詳細や必要なものは個別の 状況に応じて担当課にてご説明します	<b>こども支援課</b> 1階10-1番窓口 電話：53-4081  <b>各地域振興局地域住民課</b>
	児童手当を受給 している方		
	児童扶養手当 支給対象の 児童の方		
	児童扶養手当を 受給している方		
	こども医療費助成を受給している方	受給資格証の返還	<b>地域福祉課</b> 1階9-2番窓口 電話：53-4046  <b>各地域振興局地域住民課</b>
	こども医療費助成を受給している方の保護者の方	世帯員の変更、振込口座の変更	
	一人親家庭等医療費助成を受給している方	受給資格証の返還、振込口座の変更	
	認可保育園 公立幼稚園 私立幼稚園 認可外保育施設等 在園児の 保護者の方	教育・保育給付認定変更申請、 施設等利用給付認定変更申請、 振込口座の変更	

# 死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
いごも	就学援助 申請者の方	就学援助変更申請	<p><b>学校教育課</b> 第2分館1階 教育委員会事務局 電話：53-4388</p> <p><b>北部教育事務所</b> (嬉野ふるさと会館内)</p> <p><b>西部教育事務所</b> (飯南地域振興局別棟)</p>
市営住宅	名義人が亡くなり、 引き続き 市営住宅に 入居される方	市営住宅入居承継手続き	<p><b>住宅課</b> 2階8番窓口 電話：53-4163</p>
	名義人本人が亡く なり、市営住宅を 退去される方	市営住宅返還（退去立会が必要）	
	市営住宅に入居 の同居者が亡く なった方	<p>【手続き】 市営住宅同居者異動届出</p> <p>【必要なもの】 ・市営住宅入居者緊急時の連絡先</p>	
上下水道	下水道に接続さ れており、井戸 水を使用してい る世帯	<p>【手続き】 汚水排除量（変更）申告書</p>	<p><b>上下水道総務課 料金係</b> 電話：53-4372</p>
	受益者負担金を 納付中又は 猶予中の方	<p>【手続き】 受益者変更届の提出</p> <p>【必要なもの】 ・新たな受益者となる方の印鑑（認印） ・口座登録を希望される方は、預金通帳、 銀行印</p>	<p><b>上下水道総務課 料金係</b> 電話：53-4133</p>

市役所の手続き

# 死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

区分	対象者	手続き概要	受付窓口
墓地	篠田山霊苑自由墓地・納骨堂を使用している方	墓地使用权継承申請 納骨堂承継使用申請	環境課 墓苑係 (篠田山斎場) 電話：29-1317
浄化槽	飯南飯高管内において、松阪市管理の浄化槽を使用している方	使用者変更届、休止届 浄化槽使用料口座振替依頼書	西部水道浄化槽事務所(飯高) 電話：46-7123  地域振興局地域住民課(飯南)
犬	犬を所有している方	所有者変更手続き	環境課 保全係 (第4別棟) 電話：53-4067  各地域振興局地域住民課
ごみ	亡くなられた方のごみの処理(持込)をされる方	「ごみ処理申込書」の事前記入をお願いします。持込に関しては、24ページをご確認ください	清掃施設課 松阪市クリーンセンター (桂瀬町751番地) 電話：36-0975
農業集落排水	農業集落排水処理施設を使用している方	排水設備使用者変更届又は排水設備使用届 農業集落排水使用料口座振替依頼書  【次の地区で使用している方】 小野町、高木町、稲木町、嬉野須賀町、嬉野川北町	【小野町・高木町・稲木町】 上下水道総務課 第3分館1階 電話：53-4371  【嬉野須賀町・嬉野川北町】 北部上下水道事務所(三雲) 電話：56-7906
農地	農地を相続された方	【手続き】 農地法第3条の3第1項の規定による届出  【必要なもの】 相続した農地の明細 相続された方の印鑑(認印)	農業委員会事務局 4階 電話：53-4136
森林	森林を相続された方  ※地域森林計画の対象となっている森林のみ	【手続き】 森林法第10条の7の2第1項の規定による届出  【必要なもの】 ・森林の土地の位置を示す図面 ・森林の土地の登記事項証明書など権利を取得したことが分かる書類 ・相続された方の印鑑(認印)	林業振興課 林業振興係 (飯高) 電話：46-7124

# 制度のご案内

対象者	制度概要	手続き先
<p>18歳未満の児童がいる方</p> <p>(満18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童)</p>	<p><b>【児童扶養手当】</b> 父又は母が死亡し、今後児童を養育していく父又は母が、認定請求できる場合があります</p> <p>※障がいのある児童の場合、対象年齢が20歳未満まで引き上げられることがあります</p>	<p><b>こども支援課</b> 1階10-1番窓口 電話：53-4081</p> <p><b>各地域振興局地域住民課</b></p>
<p>公立小中学校に在学する児童生徒がいる方</p>	<p><b>【一人親家庭等医療費助成】</b> 一人親家庭等に対して医療費の助成があります</p>	<p><b>地域福祉課</b> 1階9-2番窓口 電話：53-4046</p> <p><b>各地域振興局地域住民課</b></p>
<p>経済的に生活がお困りの方</p>	<p>経済的に生活がお困りの方は、生活相談支援センターへご相談ください</p>	<p><b>学校教育課</b> 第2分館1階 教育委員会事務局 電話：53-4389</p> <p><b>北部教育事務所</b> (嬉野ふるさと会館内)</p> <p><b>西部教育事務所</b> (飯南地域振興局別棟)</p> <p><b>生活相談支援センター</b> 1階9-4番窓口 電話：53-4671</p>

市役所の手続き



# 死亡に関連して生じる手続きと必要なもの(市役所以外で行う手続き)

区分	対象	手続き概要	手続き先
その他市役所以外で行う手続き(相続等)	遺言書	<b>【検認・開封】</b> 申立先は、 被相続人の住所地の家庭裁判所  ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本	<b>津家庭裁判所 松阪支部</b> (中央町 36-1) 代表：51-0542
	相続放棄	相続放棄の申立 相続放棄は、相続を知った日から3カ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります  相続放棄には2種類があります ・相続放棄 ・限定承認(引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です)	<b>【旧嬉野町・旧三雲町管轄】</b> <b>津家庭裁判所 家事係</b> (津市中央 3-1) 電話：059-226-4711
	生命保険等	<b>【手続き】</b> 死亡保険金の請求、入院給付金の請求、名義変更等	加入していた生命保険会社 又は代理店
	損害保険等	<b>【必要なもの】</b> 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なるため加入していた会社へお問い合わせください	
	預貯金口座	<input type="checkbox"/> 座解凍手続き、相続手続き ・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等	各金融機関等
	株式等	金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります	証券会社等
	普通自動車	自動車税に関する事	税金(自動車税)については、右記へお問い合わせください
及び 名義変更等に関する事		普通自動車の名義変更等については、右記へお問い合わせください  ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします	<b>中部運輸局三重運輸支局</b> (津市雲出長常町字六ノ割 1190-9) 電話：050-5540-2055 <自動音声ガイダンス>

# 死亡に関連して生じる手続きと必要なもの(市役所以外で行う手続き)

区分	対象	手続き概要	手続き先
その他市役所以外で行う手続き (相続等)	軽四輪及び二輪 (125cc超)	名義変更 又は 廃車	<p>右記へお問い合わせください</p> <p>※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします</p> <p><b>【軽四輪】</b> 軽自動車検査協会三重事務所 (津市雲出長常町字六ノ割 1190-1) 電話：050-3816-1779</p> <p><b>【二輪】</b> 中部運輸局三重運輸支局 電話：050-5540-2055 &lt;自動音声ガイダンス&gt;</p>
	国債 (戦没者弔慰金)	記名変更 償還金受領	<p>償還金支払場所 又は 証券保管証書に 記載の郵便局</p>
	国税関係	相続税、 所得税、 消費税等の 申告手続	<p>右記へお問い合わせください</p> <p><b>松阪税務署</b> (高町493番地6 合同庁舎2F) 代表：52-3021</p>
	不動産登記関係	土地、 家屋等の 移転登記	<p>右記へお問い合わせください</p> <p><b>津地方法務局松阪支局</b> (高町493番地6 合同庁舎4F) 代表：53-1501</p>

# 死亡に関連して生じる手続きと必要なもの(市役所以外で行う手続き)

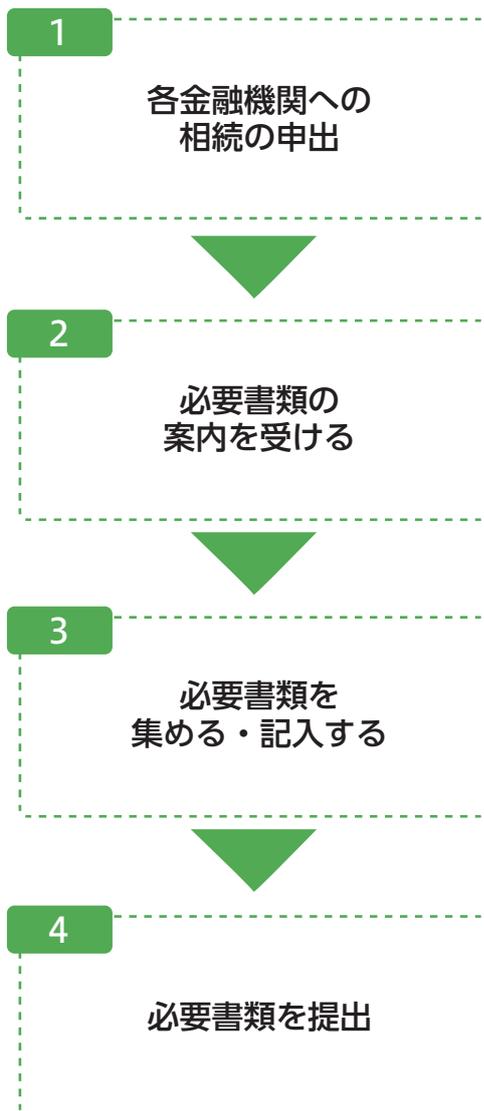
区分	対象	手続き概要	手続き先
その他市役所以外で行う手続き	固定電話 (NTT 西日本)	契約承継又は解約 NTT 西日本の場合は、右記へお問い合わせください	<b>NTT 西日本</b> 固定電話からは 局番なし 116  携帯からは 0800-2000116
	固定電話 (NTT 西日本以外)	名義変更又は解約の手続きが必要です 各契約会社に連絡し、手続きを行ってください	各契約会社
	携帯電話		
	インターネット		
	クレジットカード		
	ケーブルテレビ		
	電気・ガス料金等	名義変更・解約 NHK に連絡し、手続きを行ってください	<b>NHK津放送局</b> 電話：059-229-3002
	NHK受信料		
	水道、下水道		
	運転免許証	返納手続き 右記にお問い合わせください	<b>松阪警察署</b> (中央町 366 - 1) 電話：53-0110
パスポート		<b>松阪旅券コーナー</b> (高町 138 番地 三重県松阪庁舎 2F) 電話：50-0633	

MEMO

A large rectangular area with horizontal dashed lines, intended for writing a memo.

# 金融機関での相続手続きの進め方の例

遺産分割協議書や遺言書がない場合の一般的な手続きの流れ



各金融機関に口座名義人が亡くなったことをご遺族から伝えます。この連絡以降は口座が凍結され、原則、入出金ができなくなります。

※市役所から金融機関への連絡は一切してありません

主な必要書類  
(詳細は金融機関で必ずご確認ください)

- 亡くなられた方の預金通帳等
- 相続人全員を証明する戸籍 又は 法定相続情報一覧図の写し(法務局発行)
- 相続人全員の印鑑登録証明書
- 金融機関所定の相続届出用紙 (相続人全員がそれぞれ直筆で名前、住所等を記入し、実印で押印する必要があります)

## 自筆遺言書がある場合

家庭裁判所で検認を受ける必要があるため、遺言書を開封せずに、家庭裁判所へお申出ください。

また、法務局に保管されている場合は、法務局へお問い合わせください。



## 公正証書遺言書がある場合

遺言書の内容によって、必要な書類が異なるため、各金融機関にお問い合わせください。



### 相続人全員を証明する戸籍とは？

一般的には、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍、改製原）謄本を集めたものです。出生から死亡までの戸籍を揃えることで、婚姻、子、養子縁組の有無等が分かる為、誰が法定相続人であるかを示すことができます。

但し、ご遺族の状況によっては、集める戸籍の範囲が広がる場合があります。

※亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍は、死亡届を受理した日より数日間の戸籍審査を経た後に取得できるようになります。

### 法定相続情報一覧図の写しとは？

相続人が法務局に必要な書類（亡くなられた方の除票、出生から死亡までの連続した戸籍、相続人の戸籍等、相続関係一覧図等）を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度を「法定相続情報証明制度」といいます。

この制度を利用して発行されるものが「法定相続情報一覧図の写し」です。

法定相続情報証明制度の手続きの詳細は、法務局へお問い合わせください。



津地方法務局松阪支局 電話番号：0598-53-1501

### 印鑑登録証明書とは？

市役所に登録された印鑑（実印）であることを証明するものです。松阪市に登録済みの方が、市役所の窓口で印鑑登録証明書を取得する場合は、印鑑登録カードの提示が必ず必要です。

未登録の場合やカードを紛失された場合は、登録申請が必要です。



## 相続税についてのお知らせ

この度のご不幸を心からお悔やみ申し上げます。

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。）が「遺産に係る基礎控除額」を超える場合にその超える部分（課税遺産総額）に対して、課税される税金です。

**遺産に係る基礎控除額 = 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)**

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日（通常は亡くなられた日）の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等をご利用ください。

### 国税庁ホームページ

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「**タックスアンサー**」もご利用いただけます。

### 電話相談センター（国税局税務相談室）

最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。「税金に関する一般的なご質問やご相談（1）」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「**電話相談センター**」（国税局税務相談室）につながり、職員が相談をお受けします。

### 税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません（注）

税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「**税理士情報検索サイト**」（<https://www.zeirishikensaku.jp>）で、税理士等の検索が可能となっています。

（注）弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を經由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

**松阪税務署 電話：0598-52-3021**

**税務署の受付時間 8:30～17:00（土日祝、年末年始を除く）**

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.



# 松阪市クリーンセンターへのごみ持ち込みについて

## 持ち込み可能な日

月曜日

火曜日

水曜日

木曜日

金曜日

第3  
日曜日

(年末年始、祝日を除く) ※月曜日の祝日、水曜日の祝日は持ち込み可能

**松阪市クリーンセンター 住所：松阪市桂瀬町 751 番地**  
**電話：0598-36-0975 (代表)**

## 時間

8時30分～12時00分 / 13時00分～16時30分

## 処分手数料

家庭系ごみ 100kg までは無料。超えた分 10kg につき 150 円が必要。

## ごみ処理申込書

- ごみ処理申込書が必要になります。申込書は左ページを切り取り直接記入する、又は松阪市クリーンセンターのホームページから申込書をダウンロードしてください。
- ごみの受け入れ基準（ごみ種別、ごみの大きさ等）については、松阪市クリーンセンターのホームページをご確認頂くか、お電話にてお問い合わせください。
- 同居家族か親族しか持ち込み出来ません。親族が持ち込まれる場合、亡くなられた方名義の公共料金の領収書等（ごみが発生した住所が確認できるもの）が必要になります。

松阪市クリーンセンター



## 家電リサイクル製品

- (1) 家電リサイクル製品を指定引取り場所へ直接持ち込む場合  
郵便局でリサイクル料金を支払った後、下記の指定引取り場所へ持ち込んでください。

【指定引き取り場所：協和運送(有)松阪倉庫】  
松阪市上川町 3114 番地 1 電話：61-0888

- (2) 家電リサイクル製品を松阪市クリーンセンターへ持ち込む場合  
リサイクル料金とは別に運搬手数料が発生します。詳細は松阪市クリーンセンターにお問い合わせください。また、松阪市リサイクルセンター（町平尾町）へは持ち込みはできません。

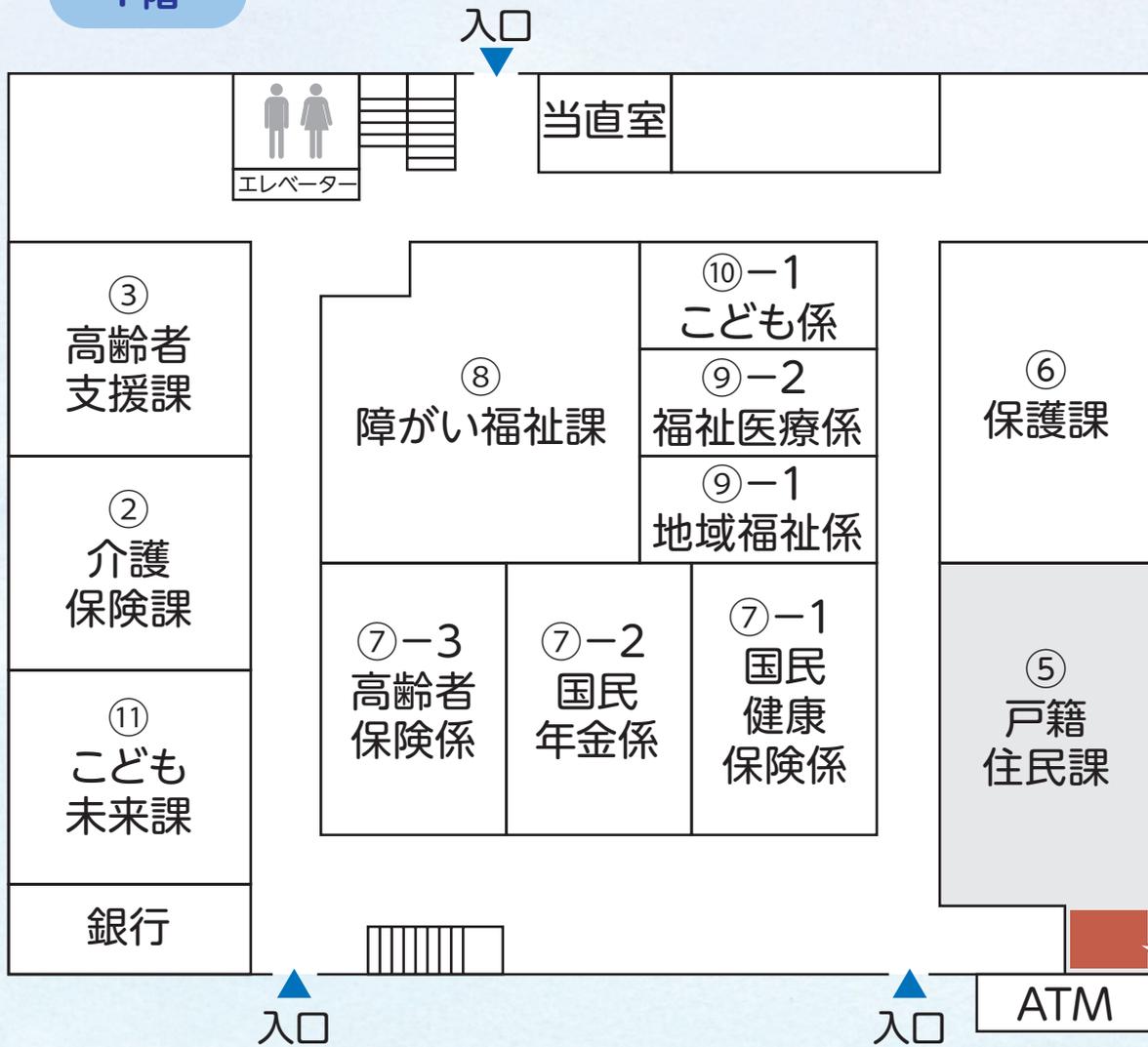
※松阪市外からのごみや産業廃棄物は持ち込めません!

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

# 松阪市役所 本庁1階 おくやみコーナー

1階



# 松阪年金事務所

